

産業交通水道委員会要求資料

令和7年12月
産業観光局

1. (仮称)京都御室花伝抄計画の用途許可に係る覚書

覚書

京都市（以下「甲」という。）は、令和5年3月31日付け第2-002号で通知した建築基準法第48条第5項ただし書の規定に基づく許可（以下「用途許可」という。）に付した条件及び許可申請書に記載の配慮事項が履行されていること（以下「用途許可履行状況」という。）を検査するため、事業者及び運営者である株式会社共立メンテナンス（以下「乙」という。）との間において、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

なお、甲の実施主体は、都市計画局建築指導部建築指導課とする。

（報告及び検査の頻度）

第1条 甲は、用途許可履行状況を検査するため、乙に対し、年1回の報告書の提出を求めるほか、当該用途許可に基づき建築される建築物（以下「本建築物」という。）への年1回の立入検査を実施する。

（報告の内容）

第2条 乙は、次の各号に掲げる内容について、各号括弧内に記載の頻度で記録を行い、甲に対し、その内容を取りまとめた報告書を、毎年6月末日までに、提出する。

（1）交通

- ア 無料送迎車両の運行状況（毎日）
- イ 車寄せ・参道付近のスタッフ配置状況（通年）
- ウ きぬかけの路 交通規制時（京都マラソン、秋季大祭等）の臨時対応状況（対応時）
- エ 宿泊客の交通手段（毎日）
- オ 従業員の交通手段・時間帯（通年）
- カ 関係業者車両の内訳・時間帯・車種・ルート（通年）
- キ ロータリーの同時最大車両数（通年）、路上停車の台数（毎日）、参道南側から来た車両台数（毎日）、予備スペースの開放状況（通年）
- ク 自家用車と駐車場（敷地内・敷地外予備）の利用状況（毎日）
- ケ 公式HPアクセスマップ、駐車場案内などの周知状況（通年）
- コ タクシー会社への周知（通年）、指定ルートの履行状況（毎日）

（2）建物のボリューム感、視線等

- ア 植栽の維持管理の状況（通年）
- イ 夜間の見え方・明るさ（通年）

ウ 観望対策（通年）

(3) 地域連携

ア 門掃きや通学路の見守り隊の実施状況（毎日）

イ トラブル、地域からの苦情等の対応状況（対応時）

ウ 地域の相談窓口担当の設置状況（通年）

(4) 地下水

ア 温泉、災害用井戸モニタリング状況（通年）

2 乙は、前項の報告書（正副2部）を甲に提出する。

3 甲は、用途許可履行状況が確認できた際は、乙に対し副本を返却する。

4 甲は、乙から提出を受けた報告書により、用途許可履行状況が確認できない場合は、乙に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第3条 甲は、乙が所有する本建築物に対し、毎年7月頃に立入検査を実施し、用途許可履行状況を検査する。

2 甲は、立入検査において、用途許可に付した条件及び許可申請書に記載の配慮事項が履行されていないと判断した場合は、必要な是正を指示するものとする。

3 乙は、前項に規定する是正の指示を受けた場合は、是正を実施するとともに、是正完了後に、その旨を速やかに甲に対して、書面にて報告する。

(事業者又は運営者の変更)

第4条 本覚書は、締結以後において、事業者又は運営者（以下「事業者等」という。）が変更となった場合、変更後の事業者等に対しても、その効力が及ぶものとする。その場合において、乙は、変更後の事業者等に対して、本覚書の承継を証する書面を締結するものとし、その写しを甲に提出するものとする。

(承継)

第5条 乙が本建築物を第三者（以下「譲渡先」という。）に譲渡しようとする場合においては、譲渡先に対して本覚書に基づく乙の権利義務を承継させるものとし、以後も同様とする。

(規定外事項)

第6条 本覚書の内容を変更する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、変更内容を決定するものとする。

2 本覚書に定めのない事項又は本覚書の内容に関し解釈上疑義のある事項

が生じた場合は、甲乙協議のうえ、解決するものとする。

本覚書の締結の証として正本2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年 12月 9日

甲 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市
京都市長 松井 孝治



乙 東京都千代田区外神田2丁目18番8号
株式会社共立メンテナンス
代表取締役 中村 幸治

